

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	清 水 富 雄
同	大 岩 真善和

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和6年7月17日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

請求人は、特定の「生活保護受給者」（以下「借借人」といいます。）に支給された「令和5年5月以降」「令和5年11月分まで合計31万2000円の住宅扶助費が、借借人に搾取され、横浜市の生活保護制度の適正運用を阻害した。このことは、職員らの職務怠慢が原因」と述べており、「横浜市長は」「搾取された31万2000円を横浜市に返還し」、「職員らは返還された生活扶助費相当額を請求人に支払え、との措置を請求」しています。

福岡地方裁判所平成5年8月5日判決は、「監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬというべきである。ところが、原告の前記監査請求は、（中略）違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にはないことが明らかであって住民監査請求の対象となる行為等には該当しないというほかはない。」と判示しています。（上告審の最高裁判所平成6年9月8日判決も同判断を維持）

本件請求において請求人は、横浜市が住宅扶助費を請求人に代理納付しなかったため、借借人に搾取された、と述べていますが、本市が借借人に住宅扶助費を支出したこと及び代理納付を行わなかったことは市に損害をもたらすものではありません。

（裏面あり）

また、先の判例によると、仮に、支出や代理納付を行うか否かの意思決定に違法、不当な事由があるとしても、それが市に損害をもたらすような関係にない場合は、住民監査請求の対象となる行為等には該当しません。したがって、請求人は、財務会計上の行為について違法又は不当である理由を適示していません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。